

## 振動関係施設の種類

### 1. 工場等の用に供するもの

送風機（原動機の定格出力が7.5 キロワット以上であること。）

### 2. 金属の加工の用に供するもの

ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット未満であること）

### 3. 土石又は鉱物の加工の用に供するもの

切断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること。）

### 4. マッチ軸木の製造の用に供するもの

(1) 軸むき機

(2) 軸きざみ機

(3) 選別機

(4) 乾燥機

(5) 軸そろえ機

### 5. 建設用資材の製造の用に供するもの

(1) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上であること。）

(2) アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上であること。）

### 6. 繊維工業の用に供するもの

(1) 動力打綿機

(2) 動力混打綿機

### 7. 製鋼の用に供するもの

製鋼機（電動機を用いるものに限る。）